

11月・12月は、税の滞納整理強化月間です

期限内納付が困難な場合は、早めにご相談ください

【納税は私たちの義務です】

税金は、教育や福祉、防災、道路や水道の整備・補修など、私たちが安心して健康に暮らせる環境づくりの重要な財源です。税金の滞納は住民サービスに支障を来すことにつながるとともに、納期限内に納税している人との公平性を欠くことにもなります。

このため11月から12月までの2カ月間を県下一斉「滞納整理強化月間」として徴収強化に取り組みます。

【税金の納め忘れはありませんか】

市では、支払い能力があるのに納付がない滞納者に対して、財産の差し押さえなどの滞納処分を実施しています。

○税金を滞納すると延滞金がかかります

税金を納期限内に納めなかった場合、完納するまでの間、年8.9%（平成30年の場合。ただし、納期限後1カ月は2.6%）の延滞金がかかります。

○税金を納めなければ財産を差し押さえます

納期限内に税金が完納されなければ、督促状を発送します。それでも納付や連絡がない場合は、催告書を送付すると同時に、預金や給料、不動産などの財産を調査し、財産が確認されれば、差し押さえます。差し押さえた財産は、取り立てや公売により換価（換金）し、滞納金などに充当します。

【納税相談（税務課窓口）】

期限内納付や滞納額の一括納付が困難な場合は、早めに照会先へご相談ください。

- ・平日 8時15分～17時
- ・毎週火曜日は19時まで

照 会 税務課収納推進室
☎0537-81174



女性に対する暴力の相談窓口

一人で悩まず、相談の一步を踏み出しませんか

夫やパートナーからの暴力や性犯罪、セクシュアルハラスメントなどの暴力は、女性の人権を侵害する決して許されない行為です。

市には女性の悩みを気軽に相談できる女性相談員がいます。相談を希望する人は市女性相談専用ダイヤルへお電話ください。

相談日 月・水曜の9時～17時（祝日は除く）

市女性相談専用ダイヤル ☎0537-298730

11月は「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」と「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されます。女性の人権でお困りの人はお電話ください。

○「女性の人権ホットライン」強化週間

期 間 11月12日（月）～11月18日（日）

8時30分～19時（土・日曜日は10時～17時）

※強化週間以外の期間は平日8時30分～17時15分

相談ナビダイヤル ☎0570(070)810

主 催 静岡地方法務局、静岡県人権擁護委員連合会

○「女性に対する暴力をなくす運動」期間

期 間 11月12日（月）～11月25日（日）

照 会 福祉課 ☎0537-81121



▲パープルリボン

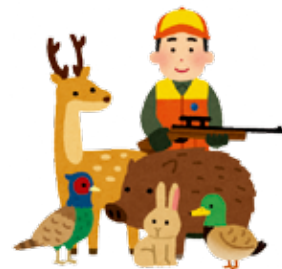
県内山林で狩猟が始まります

ハイキングなどで山林に入る場合は注意

次の期間中、県内では狩猟が解禁されます。狩猟者は、わな、猟銃、網を使用して狩猟します。作業やハイキング、山菜摘みなどで山林に入る場合はご留意ください。

期 間 11月1日（木）～3月15日（金）

- ・狩猟者が視認しやすいよう、目立つ色の服装を心がける（シカのお尻と同色の白色や迷彩色は、狩猟者に誤認される恐れがあるため避けてください）。
- ・ラジオや鈴など音が鳴るものを携帯する、声を出して歩くなどし、自分の存在を周囲に知らせよう心がける。
- ・獣道にわなが設置されている場合があるため通常の山道から奥にはできるだけ入らない。
- ・わな設置場所付近には、設置者の氏名などが記載された標識があるため、標識を見かけたら近づかない。



照 会 農林水産課 ☎0537-81125